

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令案」及び「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」について

平成 20 年 9 月
文 化 庁
文化財部伝統文化課
国 土 交 通 省
都市・地域整備局
公園緑地・景観課

I. 背景

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号。以下「法」という。))が制定され、平成20年5月に公布されました。

今般、法の施行に伴い、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令」及び「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」を制定することを検討しています。

II. 概要

1. 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令案」関係

(1) 公共施設（法第2条第1項関係）

法における公共施設として、道路、駐車場、公園及び水路の他、下水道、緑地、広場、河川、運河及び海岸並びに防水又は防砂の施設を規定する。

(2) 認定市町村が行うことができる都市公園の維持等（法第5条第3項第2号関係）

認定市町村が行うことができる都市公園の維持等は、以下のとおりとする。

① 次のいずれかの公園施設が設けられている都市公園の維持

(イ) 園路、広場又は修景施設であって地域における歴史的風致の形成に寄与するもの

(ロ) 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復元したもので歴史上又は学術上価値の高いもの

(ハ) 野外劇場、野外音楽堂又は集会所であって、主として地域における固有の歴史及び伝統を反映した活動を行うことを目的とするもの

(ニ) (イ)～(ハ)までに準ずるものとして省令で定めるもの

(ホ) 門、さく及び管理事務所等であって(イ)～(ニ)の施設の管理に必要なもの

- ② ①（イ）～（ホ）のいずれかの公園施設の新設、増設又は改築
- (3) 歴史的風致形成建造物の増築等の届出を要しない行為（法第15条第1項関係）
歴史的風致形成建造物の増築等の届出を要しない行為は、以下のとおりとする。
- ① 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ② 都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として以下のもの
- ・都市計画施設を管理することとなる者がその都市計画施設の整備に関する事業の施行として当該都市計画施設に関する都市計画に適合して行う行為
 - ・土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業又は防災街区整備事業の施行として行う行為
- ③ その他
- ・認定歴史的風致維持向上計画に記載された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項に適合して行う行為
 - ・歴史的風致形成建造物等の所有者との契約に基づき、認定市町村又は支援法人が行う行為
- (4) 認定町村の教育委員会が行うことができる文化財保護法の規定による事務（法第24条第1項関係）
- ① 認定町村の教育委員会が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
- i. 史跡名勝天然記念物の現状変更等で次に掲げるもの（認定重点区域内において行われるものに限る。）に関する許可等
- イ 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからホに掲げる行為
 - ロ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物に指定された木竹を除く。）
 - ハ 史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち歴史的風致維持向上計画に、その区域内における現状変更等に係る事務の実施に関する事項が記載された区域における現状変更等
- ii. 史跡名勝天然記念物の現状等について報告を求め、及び立入調査等のための必要な措置をさせること
- ② 文化庁長官は、事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、あらかじめ、当該認定町村の属する都道府県の教育委員会に協議する（文化財保護法施行令の規定により都道府県の教育委員会が行うこととしている事務に限る）とともに、当該認定町村の教育委員会の同意を求めなければならない。
- ③ 認定町村の教育委員会は、同意を求められたときは、同意するかどうかを決定し、文化庁長官に通知する。
- ④ 文化庁長官は、認定町村の教育委員会が事務を行うこととした場合、直ちに、官報で告示しなければならない。

- ⑤ ④の規定により認定町村の教育委員会が事務を行う場合、当該事務に係る文化財保護法施行令の読み替えを行う。

(5) 公園管理者の権限の代行（法第 25 条第 3 項関係）

認定市町村が公園管理者の権限を代行する場合の手続等について、以下のとおりとする。

- ・ 代行する権限については、都市公園の台帳作成・保管等以外の権限のうち協議により定め、認定市町村は成立した協議内容を公示しなければならない。
- ・ 認定市町村が公園施設の設置許可等を行ったときは公園管理者に通知しなければならない。
- ・ 損失補償に係る負担請求権限を除き、認定市町村が代わって行う公園管理者の権限は都市公園の維持等の開始の日から完了の日までに限り行うことができる。

(6) 都市緑地法の規定による事務を行う場合の手続等（法第 29 条第 1 項関係）

都道府県知事が都市緑地法の規定による事務を認定市町村の長が行うこととする場合の手続等について、以下のとおりとする。

- ・ 都道府県知事は、当該認定市町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、あらかじめ、当該認定市町村の長の同意を求めなければならない。
- ・ 認定市町村の長は同意するかどうかを決定の上、都道府県知事に通知するものとする。
- ・ 都道府県知事は、特別緑地保全地区関係事務を認定市町村の長が行うこととした場合、直ちに、公示しなければならない。
- ・ 認定市町村の長は特別緑地保全地区関係事務を行ったときは、都道府県知事に対し報告するものとする。

(7) 地区施設（法第 31 条第 2 項第 4 号関係）

地区施設は、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地とする。

(8) 土地利用に関する基本方針に用途等に関する事項を定めることができる建築物等

（法第 31 条第 3 項第 1 号イ関係）

- ・ 地域の伝統的な行事に用いられる物件の保管を主たる目的とする倉庫
- ・ 地域の歴史上価値の高い芸能の用に供されることによりその価値の形成に寄与する演芸場、観覧場、集会場その他これらに類する建築物等
- ・ 地域の伝統的な構造、形態又は意匠の建築物等であって、地域の伝統的な技術、技能又は芸能の教授を主たる目的とするもの
- ・ 地域の伝統的な構造、形態又は意匠の宿泊施設であって、法第 31 条第 3 項第 1 号イからニまで等の建築物等の用途のいずれかを兼ね、かつ、これらの建築物等の利用者の利用に供することを主たる目的とするもの

(9) 歴史的風致維持向上地区整備計画において定める建築物等に関する事項

（法第 31 条第 4 項第 2 号関係）

垣又はさくの構造の制限とする。

(10) 歴史的風致維持向上地区計画の区域内において届出を要する行為（法第 33 条第 1 項関係）
土地区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築のほか、次のとおりとする。

- ・ 建築物等の移転
- ・ 建築物等の用途の変更（歴史的風致維持向上地区整備計画上の制限に適合しないこととなるもの）
- ・ 建築物等の形態又は意匠の変更
- ・ 木竹の伐採

(11) 通常の管理行為等として歴史的風致維持向上地区計画の区域内において届出を要しない行為（法第 33 条第 1 項第 1 号関係）

- ① 仮設建築物等の新築等、既存建築物等の管理又は農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更
- ② 仮設建築物等、小規模な屋外広告物の表示等のための工作物、水道管等で地下に設けるもの、建築物に附属する物干場等の工作物又は農林漁業のため必要な建築物等の新築、改築、増築又は移転
- ③ 仮設建築物等の用途の変更
- ④ ②の建築物等の形態又は意匠の変更
- ⑤ 木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採等
- ⑥ 以上のほか、法令等による義務の履行として行う行為

(12) 歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為（法第 33 条第 1 項第 4 号関係）

（3）と同じとする。

(13) 歴史的風致維持向上地区計画の区域内における行為の届出を要しないその他の行為（法第 33 条第 1 項第 6 号関係）

- ・ 建築基準法第 6 条第 1 項の確認等を要する建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更であって、歴史的風致維持向上地区整備計画において当該建築物等又はその敷地について定められている事項のすべてが条例に基づく制限として定められている歴史的風致維持向上地区計画の区域内において行うもの
- ・ 地区計画等緑地保全条例により市町村長の許可を受けなければならない、建築物等の新築、改築又は増築等
- ・ 開発行為等で歴史的風致維持向上地区計画の目的達成上著しい支障を及ぼすおそれが少ないもののうち、建築物等の用途上又は構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

(14) 支援法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地（法第 35 条第 3 号関係）

法第 35 条第 2 号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

(15) 事務の区分

(4) の規定により町村が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とする。

(16) その他所要の規定の整備を行う。

2. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」関係

(1) 建築基準法施行令の一部改正

歴史的風致維持向上地区計画の区域内において条例で定める制限の基準を定める。

(2) 都市公園法施行令の一部改正

① 建築許容面積の特例

歴史的風致形成建造物については、都市公園における許容建築面積に関し 20% を上限として上乗せできることとする。

② 都市公園に関する費用の補助額

地方公共団体に対する国の補助金について、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復元したもので歴史上又は学問上価値の高いもの（認定歴史的風致維持向上計画にその新築又は改築に関する事項が記載されたものに限る。）を追加する。

(3) 租税特別措置法施行令の一部改正

認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共・公用施設整備事業の用に供するため個人・法人が重点区域内にある土地等を地方公共団体又は支援法人に譲渡する場合、所得税・法人税に関し 1,500 万円の特別控除の特例が設けられたが、支援法人の要件について、設立当初の拠出金額の 2 分の 1 以上が地方公共団体に拠出された公益法人であること等について規定する。

(4) 宅地建物取引業法施行令の一部改正

契約に当たり相手方に説明を要する事項として、法第 15 条第 1 項及び第 2 項並びに第 33 条第 1 項及び第 2 項を追加する。

(5) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正

歴史的風致形成建造物の保存のために必要な建築物について、特別保存地区内の許可基準を緩和する。

(6) 首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正

公益性が特に高いと認められるため保全区域内における届出が不要となる行為として、歴史的風致形成建造物の保存に係る行為を規定する。

(7) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正

公益性が特に高いと認められるため保全区域内における届出が不要となる行為として、歴史的風致形成建造物の保存に係る行為を規定する。

(8) 都市計画法施行令の一部改正

地区計画に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するものについて、歴史的風致維持向上地区計画に関し、次のとおり規定する。

- ①歴史的風致維持向上地区計画の位置及び区域
- ②当該区域の土地利用に関する基本方針
- ③地区施設のうち道路で幅員8メートル以上のものの配置及び規模
- ④建築物等の用途の制限及び建築物の容積率の最高限度

(9) 都市緑地法施行令の一部改正

公益性が特に高いと認められるため保全区域内における届出が不要となる行為として、歴史的風致形成建造物の保存に係る行為を規定する。

(10) 公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部改正

公益通報者保護法の対象となる法律として、法を追加する。

(11) 地方住宅供給公社法施行令等の一部改正

法では、国の機関又は地方公共団体の特例が定められているが、独立行政法人等のうち国の機関等と同様に規定を適用すべきものについては、特例を地方住宅供給公社法施行令等各法人の根拠法に規定する。

(12) その他所要の規定の整備を行う。

3. スケジュール（予定）

公布：平成20年10月下旬

施行：平成20年11月上旬